



あなたとワンステップ



車両保険が役立つのは、**単独事故** や **衝突事故** の場合
だけではありません。



自分では事故を起こさなくても、あて逃げによる被害や、最近多発している台風や洪水などによる被害への備えは必要です。
「自分は悪くない。」と思っても、自動車は守れません。

自動車をあて逃げされた!



加害者が不明で、相手に賠償請求できない場合、あなたは どうしますか?

あて逃げのように加害者が不明な事故の場合、相手に賠償請求できず、自動車の修理費は自己負担になってしまいます。

あて逃げ被害による自動車の修理費は平均で15万円程度*。
車両保険(一般条件)がついていれば、これらの思わぬ出費も保険金でカバーすることができます。

台風による豪雨で自動車が浸水した!



水害は、自動車の修理費が高額になる損害です。

水害の場合、浸水によるエンジンルームの破損など、修理費が高額になることがあります。

台風・洪水・高潮などの水害による自動車の修理費は平均で65万円程度*。
車両保険(一般条件・車対車+A)がついていれば、これらの思わぬ出費も保険金でカバーすることができます。

それに、自動車の修理って結構お金がかかるんですよ。



修理費 約16万円*

「バンパーの修理といっても、自己負担ではつらいなあ。」



修理費 約26万円*

「これだけの損害でこんなに修理費がかかるの?」



修理費 約50万円*

「ちょっとした追突なのにこんなに壊れてしまうなんて…」

小さなキズに見えても、自動車の修理費は思った以上にかかります。
万が一の備えとして、車両保険のご契約をおすすめします。



*損保ジャパンデータによる。

補償の概要

事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

■補償範囲

事故例	他の自動車との衝突	盗難事故	火災・台風など				単独事故			あて逃げ
			火災・爆発	台風・洪水・高潮	落書・いたすら	物の飛来・落下	電柱・ガードレールに衝突	自転車との衝突・接触	墜落・転覆	
ご契約タイプ										
一般条件	○	○※2	○	○	○	○	○	○	○	○
車対車+A	○※1	○※2	○	○	○	○	×※3	×※3	×※3	×※3

※1 相手自動車(ご契約の自動車と所有者が異なる場合にかぎり)とその運転者または所有者車が確認された場合にかぎり補償されます。

※2 契約自動車の盗難事故対象外特約(盗難によって生じた損害である場合は保険金をお支払いしない特約です。)が付帯されている場合は補償されません。

ご契約の自動車が「二輪自動車・原動機付自転車」の場合は契約自動車の盗難事故対象外特約が必ず付帯されます。

※3 窓ガラスの破損は補償されます。

●「車対車+A」とは、車対車衝突危険限定特約と車両危険限定特約(A)を付帯した車両保険をいいます。

事故で新車が大破! 買い替えて、また新車に乗りたい! そんなときには…

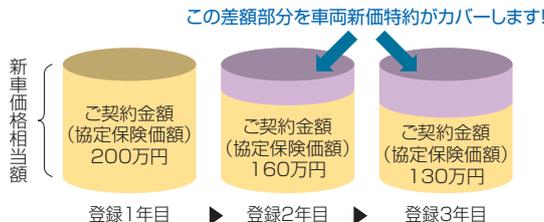
車両新価特約 オプション

ご契約の自動車が全損※になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上となった場合で、自動車を再取得されたときは、再取得費用(新車価格相当額を限度)に再取得時諸費用保険金を加えてお支払いする特約です。(自動車を修理されたときは、新車価格相当額を限度に修理費をお支払いします。)

※ 修理できない場合または修理費が協定保険価額以上となる場合をいいます。

- ご注意**
1. ノンフリート・自家用8車種*で車両保険を適用したご契約にかぎり付帯できます。
 2. リースカー、並行輸入車を対象とするご契約には付帯できません。
 3. ご契約期間の末日が、ご契約の自動車の初度登録年月(または初度検査年月)から37か月以内にある場合に付帯できます。
 4. 盗難による損害はこの特約の対象外です。

*「自家用8車種」とは、用途・車種が「自家用普通乗用車」、「自家用小型乗用車」、「自家用軽四輪乗用車」、「自家用小型貨物車」、「自家用軽四輪貨物車」、「自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)」、「自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)」または「特種用途自動車(キャンピング車)」である自動車をいいます。



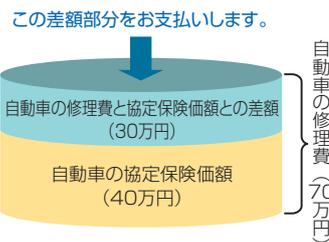
事故で修理費が高額! だけど、愛着のある自動車を修理して乗り続けたい! そんなときには…

車両全損修理時特約 オプション

ご契約の自動車が全損※になり、実際に修理された場合は、協定保険価額に50万円を加えた額を限度として保険金(修理費)をお支払いする特約です。

※ 修理費が協定保険価額以上となる場合をいいます。

- ご注意**
1. 車両保険を適用したご契約にかぎり付帯できます。
 2. ご契約期間の初日の属する月が、契約の自動車の初度登録年月(または初度検査年月)から25か月を超えている場合に付帯できます。



オプション お客さまのご希望により付帯できます。

*このチラシの詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金・返れい金などのお支払いに関する留意事項のご説明

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きにもつき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

共同保険に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

お問い合わせ先